

平成28年(ワ)第159号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 ■■■■■ 外117名

被告 国

平成29年(ワ)第135号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 ■■■■■ 外92名

被告 国

## 準備書面(17) 口頭弁論要旨

(平成30年4月25日付被告「準備書面(3)」に対する反論)

2018(平成30)年9月18日

長崎地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 今 井 一 成

### 第1 国家賠償法上の違法性評価に際し、権利等の具体性は不要である

原告らは、被告国による新安保法制法の立法行為は、原告らの平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権を侵害する違法なものであると主張してきました。これに対し、被告国は、次のように主張します。すなわち、立法行為が国家賠償法上違法と評価されるためには、当該立法行為が原告らの具体的な権利等を侵害していることが必要であるところ、原告ら主張の各種権利等はいずれも具体性を欠く、よって、被告国による新安保法制法の立法行為は、国家賠償法上違法とは評価されないとの主張です。

この点、国家賠償法上の救済を受けるためには、原告らが権利等を有して

いることは確かに必要です。権利等が存在しない場合には、そもそも権利侵害自体を観念できないのですから、その場合、立法行為が国家賠償法上違法と評価されることはありません。

しかし、さらに進んで、権利等が具体的である必要があるのでしょうか。結論から言えば、立法行為が違法であると評価される前提として、侵害される権利等が具体的であることまでは必要ありません。

そもそも、権利侵害が違法であるか否かは、侵害される権利等の種類や性質と侵害行為の態様との相関関係によって判断されるものです。端的に言えば、立法行為の違法性を判断するに際し、法的保護に値する権利等の存否に関する検討は必要ですが、当該権利等が具体的か否かの検討は不要であり、権利性・利益性はあくまで侵害行為の態様・程度との相関関係において検討すれば足りるのです。

この点、原告らは、平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権が具体性を有する権利であることはすでに主張しているところです。しかし、百歩譲って、仮にこれらの権利が理念的・抽象的な権利であって権利としての明確性に劣る部分があるとしても、相関関係によって判断される以上、それらの権利を制限する立法の内容次第では、「権利侵害」としては明白であるということが充分にありえるのです。

実際に、最高裁判所は、一見具体性を欠くかに見える様々な権利等について権利侵害を認めています。最高裁判所が権利性を抽象的に見える権利等に関し、必ずしも国家賠償請求事件に関するものに限りませんが、いくつか実例を挙げましょう。

その一つに「他人から氏名を正確に呼称される利益」があります。氏名の正確な呼称とはどのようなものでしょう。特に、外国人の氏名の民族語音を日本語的な発音によって正確に再現することは通常極めて困難であり、その点は最高裁判所も自ら認めるところです。その意味で何が「正確な呼称」で

あるかについては多分にあいまいであり、権利としての具体性を欠く面があることは否定できません。しかし、それでも最高裁判所は権利性を認めています。

また、最高裁判所は「末期癌である旨の適時の告知によって行われる家族等の協力と配慮を受ける利益」についても明確に利益性を肯定しています。

「適時の告知によって行われるであろう家族等の協力と配慮」は、患者やその家族によって様々です。しかも「協力と配慮」も不定形のものであって具体性に欠ける面を否定できません。しかしながら、最高裁は、それでも具体的利益性を否定することなく、明確に利益性を肯定しています。

その他、水俣病患者認定申請をした者が相当期間内に応答処分されることにより焦燥・不安の気持ちを抱かされない利益、職場における自由な人間関係を形成する自由、著作者が著作物によってその思想・意見等を公衆に伝達する利益についても、最高裁判所は明確に権利性・利益性を肯定しています。

## 第2 最高裁判例は、具体的な権利等の存在を前提として違法性判断をしているわけではない

被告国は、最高裁判所は、国家賠償法上の違法性を判断するに際し、具体的な権利等の存在を前提として、立法行為の違法性を判断していると主張します。

これまでに最高裁判所が違法性判断の前提として具体的な権利等が必要であると明確に判示したことはありません。それゆえ、被告国も、「当然の前提」等という表現を用いています。

本当に最高裁判所が具体的な権利等の存在を当然の前提としているのか、それを確認するためには、最高裁判所の判例の文意を正確に分析する必要があります。確かに、最高裁判所は、国家賠償法上の違法性に関する判断の中で「一義的」や「明白」という表現を用いてきました。これが権利等に関する

る言及であれば、一義的な権利、明白な権利などと理解して、これを「具体的な権利」と読み替えることは一応可能かもしれません。

しかし、最高裁判所が「一義的」、「明白」という表現を用いたのは権利に関するものではありません。例えば、最高裁判所は次のとおり述べます。「立法の内容が…国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合…などには、国会議員の立法行為…は、国家賠償法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けるものというべきである。」

最高裁判所は、権利が明白であることではなく、権利侵害が明白であることを要求していることをお分かりいただけるかと思います。すなわち、最高裁判所は権利侵害の明白性を要求していますが、権利の明白性や権利の具体性は要求しておらず、それゆえ、最高裁判所が具体的権利等の存在が当然の前提としているとは考えにくいといえるでしょう。

このように、最高裁判所が国家賠償法上の違法性判断に際し具体的権利等の存在を当然の前提としているとする被告国の主張・考察は、最高裁判所の判例の文言から逸脱するものであり、判例の解釈・理解から外れるものです。

### 第3 結語

以上のとおり、被告が準備書面（3）において主張する反論はいずれも失当と言わざるを得ません。

以 上